

いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会（第3回）

会議の概要	
日 時	令和5年1月30日（月曜日） 午後6時00分から午後7時40分まで
場 所	旭川市子ども総合相談センター 2階 研修・会議室1・2
出席者（参加者）	8名 飯田昭人，石前聖香，上田信津子，勝本敦洋，工藤亘，高橋陽一， 田中康彦，長登仁泰（敬称略）
出席者（職員）	（教育委員会） 野崎教育長 （学校教育部） 品田部長，石原次長，辻並次長，眞田次長 （教育指導課） 末木主幹，竹中課長補佐，角地主査 （旭川市子ども総合相談センター） 岩崎所長，鎌田主幹
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	9人（市民等2人，報道7人）

会議録

1 開会

2 教育長挨拶

3 議事

(1) 議題1 「『（仮称）いじめ防止条例』骨子案（案）について」

（進行役）

- ・ 議題1について，事務局から説明をいただきたい。

（事務局）

資料，別紙1から別紙3に基づき，骨子案（案）について説明

（進行役）

- ・ 御意見，御質問等をいただきたい。

（参加者）

- ・ 骨子案（案）の2基本理念の第1項において，「学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行わなければならない」と記載されているが，「行われなくなるように」と「行われないように」では若干違いがある。いじめは一定の人間関係がある中では起こってしまう可能性があり，起こらないことが大前提だが，もし起こったとしても，その時に早急に対応することが要になってくる。表記を「行われれない」ではなくて「起こらない」や「行われなくなる」のように変更することにつ

いて検討していただきたい。

- ・同じく第2項において、「児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として」と記載されている。児童生徒もそのとおりだが、その周りの大人が、もっといじめに対して適切に対応すべきだと考えるので、児童生徒及び教育関係者とするなど、大人も含めることについて検討していただきたい。
- ・骨子案(案)の3責務と役割等(1)市の責務については、もっと具体的な内容を記載した方がよいと思っている。例えば、第1項において、いじめの重大事態に係る調査報告書における再発防止策の提言に示されていたとおり、専門的知識を携えて上部組織として学校を適切に管理する体制など、具体的に記載してはどうか。

(事務局)

- ・基本理念の文言の整理や、市の責務への具体的な内容の記載について、いただいた御意見を踏まえ、検討したい。

(参加者)

- ・いじめが疑われる事案への対応も含めて、骨子案に具体的方策等が網羅されており、内容が整ってきたという印象を受けている。学校としては、3責務と役割等(4)児童生徒の心構えにおいて、児童生徒の心をどのように育て成長を促していくべきか重く受け止めているところである。人権教育や主体的な児童生徒の活動をどのように促し体制を整えていくのか、骨子案の内容をしっかりと受け止めて進めていきたい。
- ・とりわけ、いじめについては、「いじめは駄目、絶対」という紋切り型の道徳教育や表面をなぞったような指導ではなく、いじめについて子どもたちがどのように考え、それをなくすために、誰がどうやって動いていくのか、自分ごととして子どもたちがしっかりと考えて行動できることや、自分の行動がお互いを尊重して個人の尊厳を大事にするものとなっているのか深く考えていく、本音で話し合えるような日常の授業を道徳教育の要にしていかなければならないと感じており、教職員の指導法について、しっかりと研修していく必要があると受け止めている。

(事務局)

- ・お話しいただいたとおり、児童生徒の心構えについては、子ども自身がいじめについて自分ごととして考え、どのように行動するのかということを中心に議論しながら考えていく風土を各学校において作り上げていくことが大切である。条例の制定後、条例を踏まえて改定する市のいじめ防止基本方針に具体的な内容について記載してまいりたい。また、基本方針と併せて、各学校への通知や具体的な指導助言を行っていく。

(進行役)

- ・学校現場においては年々超過密なカリキュラムになり、各教科の指導や年間指導時間などの問題も結構あると思う。その中に新たなことを追加したり、道徳教育からの切り口などいいアイデアを取り入れたりするには、運用できるような余裕のあるカリキュラムに組み替えなければならないが、実際には積み重なっているので、現場の先生方は大変だと思う。内容はいいことであっても、絵に描いた餅にならないよう、実際に運用できるようにカリキュラムの工夫をお願いしたい。

(参加者)

- ・総合条例として大変まとまってきたと思っている。特に前文において、今回の痛ましい事案についてしっかりと触れていることがよい。
- ・私達は、スクールカウンセラー等、いわゆる心理士という立場で教育現場に携わらせていただいているが、5いじめの防止等のための施策(1)相談体制等の整備において、具体的方策等②-1に関連し、再発防止策の詳細説明には、「いじめ(疑いを含む)に関する情報は、一定の基準を決めて書面化し」と示されており、書面化することが

とても大事と思っている。逐語録ではなくても、内容をきちんと書面化して学校で保管しておくことで、教育委員会と情報を共有したり、対応を振り返って検証したりすることもできる。口頭のやり取りで済ませると、こういったところがうやむやになるため、学校全体で把握し教育委員会とも情報を共有するということがこれからの時代は大事だと思う。

- ・第2回目の懇話会でも申し上げたが、研究において、小学生は先生や親に相談してはじめが解決できたと思う割合が高い一方、中学生は相談するとチクッたと言われるなど、相談したとしても相談してよかったと思えない割合が高いというようなデータがある。条例の相談体制等の整備の文章に意見があるわけではないが、中学生の相談対応には難しさを感じている。例えば、被害を受けた児童生徒から相談を受けたときに加害側にすぐに確認してしまうなど、個々の先生によって対応にばらつきも見られがちであるため、適切な対応の在り方について基本方針などに明記するとよいと思っている。
- ・いじめはない方がいいが、認知がない学校はきちんと調べきれていないのではないかなという懸念もある。いざこざも含めて、小学校1年生、2年生、3年生ではいじめの件数が多く、中学校1年生等の件数は小学生より低くなるが、中学生ぐらいのいじめは、予後、つまり大人になってからも非常にダメージを受けるということがいろいろなデータからも言える。したがって、いじめは起こってしまうことがあるけれども、取り返しのつかないものにはさせないという相談体制の充実が本当に大事になってくる。
- ・別紙2の再発防止策の詳細説明において、⑩の中に、教職員の健康や心に穏やかさが持てる体制を社会全体で考えることと示されている。骨子案（案）からは、このような痛ましい事案が起こってしまったことから、旭川市として本当にきちんと対応しなければならぬという決意が伝わってくるが、やはり現場の教職員の心身の疲労がとても心配である。サステナブルという言葉があるように持続可能性が大切である。SDGsに代表されるように、そのときだけするのではなくて、旭川市としてずっと対応するというときに、頑張れと働きかけるだけではなくて、現体制で先生方が潰れないでできるというようなことが本当に重要になると思う。

(事務局)

- ・いじめに関する情報の書面化や、相談を受けた教職員の対応のばらつきをなくすということについては、教育委員会で対応マニュアル等を作成し、いじめ、あるいはいじめの疑いのある相談等を受けたときに教職員がどのように対応し、どのように書面化するのかといった流れを本市の全教職員に理解してもらえるようなフロー図やマニュアルを作成し、周知してまいりたい。
- ・スクールカウンセラー等の専門家による相談体制の充実は大変重要なものと考えており、教育委員会においても、スクールカウンセラーの各学校への派遣時数を増やすことなど、対応を検討しているところである。また、教職員の心身のゆとりに関わっては、先ほどもお話があったように、教職員が心身共に健康で、子どもとしっかりと向き合っただけで対応できるようにすることは、いじめ問題の対応だけではなく、生徒指導、学習指導の基本と考えている。学校の働き方改革ということも言われており、教育委員会でも推進プランを作成している。今後も、教職員が子どもと向き合っただけで対応できる環境づくりを教育委員会として進めてまいりたい。

(進行役)

- ・私も学校現場に居たが、当時、対応の仕方については先輩の姿を見て学んでいた。そういう流れが若い先生方に伝わっていないことが大きな問題となるため、フロー図等により初任段階の先生等にきちんと周知することが必要である。単に研修を行って終

わりではなく、必要感のある雰囲気の中で、若い先生方が学んでいけるようになるとよいと考えている。

(参加者)

- ・保護者としては、安心と安全が整っているからこそ子どもを学校に行かせることができるため、まずは保護者と学校との信頼関係が何よりも大切である。そういった観点から、今回の痛ましい事案を踏まえた条例の骨子案（案）について意見を申し上げる。
- ・骨子案（案）の2基本理念の第3項において、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要」と記載されているが、恐喝など財産に関わる事案もあるため、財産も加えて明確に示してはどうか。
- ・別紙2において、再発防止策の詳細説明の①-2に、今回の事案に関して職員の人事組織の在り方に再検討が必要ではないかと示されているが、条例との関連の欄には市の基本方針、通知等と記載されている。教職員の人事権限を持つ北海道教育委員会に依頼するなどして、示してもらった方が抑止力になるという印象を受けた。
- ・今まで娘がいろいろな先生方にお世話になっていたり、私自身も高等学校の教職員を目指したことがあったりする中で、本当に先生方は日々いろいろなことに努力されていて大変な思いをされていることは私も感じているが、今回のような事案があることによって、全ての先生方の対応が不適切であるように見られるのは遺憾である。この条例は子どもたちをいじめから守るものでもあるが、教職員や教育委員会の職員をも守る条例としていただきたい。

(事務局)

- ・骨子案（案）の2基本理念の第3項への財産の記載については、検討してまいりたい。
- ・この度のいじめの重大事態に係る調査報告書において、市教委及び学校の対応について様々な指摘を受けた中で、いじめの積極的な認知についても指摘されており、教育委員会としても大きな課題であると受け止めている。骨子案（案）においては、同じく基本理念の第3項において、「児童生徒の苦痛を積極的に捉え」という部分を明記したところであり、いじめ防止対策推進法や道の条例にはない文言である。
- ・人事組織の在り方について再検討することについては、教育委員会が学校の設置者として専門的知識を携えて、学校をしっかりと指導できるようにすることが重要と考えている。そのため、教育委員会の職員が研修等を通じて、専門性を高め、学校を適切に指導する体制をつくっていくことについて、今後改定を予定している市のいじめ防止基本方針に記載してまいりたい。

(参加者)

- ・骨子案の内容については、事務局はじめ市職員の方が検討や議論を重ねた上で作っているものであり、大変ご苦労されたと思う。条例については、いじめに対する指導方針等の総論的なものであり、具体的な方策については、事務局からの説明にもあったようにマニュアル等の細則への記載など、詳細を今後詰めていくということで承知している。
- ・骨子案（案）の5いじめの防止等のための施策(1)相談体制等の整備の第2項において、「いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等と連携し」と記載されているが、実際には、情報の一元化や関係機関との連携というのはなかなか難しく、情報の一元化については、情報がある一定のところで止まってしまうとそれ以上伝わらないことや、関係機関との連携については、セクショナリズムに陥る部署があるなどして情報共有が図られないことがある。旭川市の条例として道の条例と別につくるということは、いじめをもう旭川市から出さないとか、出したとしても適切に対処をしていくという決意表明と受け止めているので、旭川市がリーダーシップをとって、情報の共有化や関係機関等との連携を図っていただきたい。例として、児童虐待等の問題を抱

える児童生徒に関しては、要保護児童対策協議会において、旭川市子ども総合相談センターが中心となり、教育委員会、警察、児童相談所、学校等の関係機関が揃って対策を協議しているものと認識している。これをモデルとして、市が関係機関との連携等を図っていくとよいのではないかと。

- ・他の参加者もお話ししていたように、条例の内容は素晴らしいと思うので、決して絵に描いた餅にならないよう、旭川市がリーダーシップをとっていじめの防止等の対策に尽力されることを期待したい。

(事務局)

- ・いじめの防止等のためには、学校や教育委員会だけではなく、関係機関の方々としっかりと連携しながら取組を進めることが重要と考えているところであるが、個人情報の保護という問題もあるため、条例の骨子案（案）では7補則として、個人情報の取扱いについての規定を設けている。今後、個人情報に配慮しながらも、必要な情報を必要な関係機関で共有し、何よりもいじめの被害を受けた子どもたちと保護者に寄り添った対応ができるように、具体的な情報の一元化の仕方や情報共有の在り方について、今後検討してまいりたい。
- ・絵に描いた餅にならない実効性のある条例とするためには、保護者や地域の方々をはじめ、いじめ防止の主体となっていく子どもたちにも、この条例の内容について周知することが大事だと考えており、その取組についても今検討しているところである。

(進行役)

- ・学校現場からすれば、加害となった児童生徒の保護者へのアプローチの際に、二の足を踏むことがある。「どうしてうちの子が悪いんですか」と問われた際に担任が言いづらいというようなことがある。また、関係機関への通報については、加害となった児童生徒の保護者が通報したことについてどう思うかなどを考えると、敷居が高いところもある。条例に明記されることにより、背中を押してもらうことができると思う。どんどん通報するという意味ではなく、児童生徒のことを関係機関につなげる際には、いろいろ思いが錯綜するため、その辺りも踏まえていただきたいと思う。

(参加者)

- ・別紙2の⑩は働き方改革のことだと思うが、働き方改革のプランを作成するのであれば、作成の期限を決めていただきたい。また、いわゆる給特法というものがあると思うが、その法律に異を唱えている自治体もあると聞いている。旭川市としては、そういった行動に出るつもりがあるのか知りたい。
- ・教職員の研修について、発達障害の特性を持った子どもたちに関わる研修も含めていただきたい。
- ・教職員がこういった会議や第三者委員会に参加する機会があってもよいのではないかと。
- ・児童生徒からいじめについて相談を受けることがあるが、相談者自身が、どういったものがいじめなのか分かっていないことがある。学校において、いじめとはどういったものかということや、先生が絶対に守るということを見守ることを児童生徒に伝えてほしい。
- ・市長部局のいじめ対策専門部署や岐阜市を参考にしたいいじめ対策監との連携については、いつ頃公表されるのか教えてほしい。
- ・研修やマニュアル作成などの具体策が数多く出ていて素晴らしいと思うが、研修に保護者や一般の方が参加したり、資料等の作成の際に保護者等の意見を取り入れたりしていただきたい。また、研修の資料やマニュアルについて、情報公開請求により見ることができるのか知りたい。

(事務局)

- ・別紙2の再発防止策⑩に関わる学校の働き方改革については、既に旭川市教育委員会で学校の働き方改革推進プランを策定しており、例えば、教職員が子どもと向き合う

時間を確保するために、中学校の部活動に部活動指導員として外部の方に入っていたなど、教員ではない方を学校に配置して、学校の仕事の一部を担っていただいている。引き続きそうした取組を継続することにより、先生方が子どもと向き合う環境づくりを進めてまいりたい。

- ・給特法については、国の法律等で決まっているため、教育委員会から申し上げる立場にはないことを御理解いただきたい。
- ・発達障害の特性を持った子どもの対応に関わる研修については、教育委員会としても大変重要であると考えている。子ども同士の関わりがうまくできないお子さんが、いじめの被害あるいは加害となってしまうような状況もあることから、子どもたちが、そうした特性を持っている子どもへの理解をしっかりと深めることも大切であり、そういった研修についても、これから取り組んでいきたいと考えている。
- ・子ども自身がいじめの定義についてよく分かっていないことがあるということについては、そのとおりだと思っている。法に規定されているいじめの定義について、各学校において、子どもたちの発達段階に合わせて理解を深めるような指導の在り方を教育委員会が考え、学校に提案してまいりたい。
- ・資料等の情報公開については、個人情報を含むものでない限り、学校や教育委員会で作成しているものは全て情報公開請求の対象となるため、公開することになると考えている。
- ・教育委員会主催の研修において、一般の方が対象となっている研修は行っていないが、保護者の方については、毎年夏頃に開催している生徒指導研究協議会という研修では、教職員に加え、関係機関の職員の方や保護者の方々にも参加の御案内をしているところである。
- ・市長部局におけるいじめ対策については、現在、予算の編成作業中であり、予算の発表の際には、概ねどのような体制でいじめ対策を進めるのか説明できることになると考えているため、もうしばらくお待ちいただきたい。

(参加者)

- ・骨子案(案)の3責務と役割等(2)市立学校の責務については、学校の責務が3点書かれており、内容については、もとより必ず果たさなければならないものだが、教職員の具体的な取組となるよう、改めて気を引き締めて取り組まなければならないと認識したところである。
- ・同じく(4)児童生徒の心構えについては、道の条例では、第4条いじめの禁止において、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないと規定されているところであるが、旭川市の条例には、思いやりをもって接することやいじめ防止の活動に主体的に取り組むことなど、具体について記載されているため、子どもたちに確認できる文言になっていることがありがたいと思っており、この条例の制定を契機に改めて学校でもいじめ防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えている。
- ・インスタグラムやツイッター、LINE等のSNSに起因するトラブルが非常に多く、どの中学校においても対応に苦慮しているところであり、保護者や地域とも連携していじめの防止に取り組んでいきたいと思っている。別紙2の具体的方策等の⑧-1に記載されている生命(いのち)の安全教育や人権教育、SNS等に関する学習等については、各学校でも取り組んでいるところであり、特に、生命(いのち)の安全教育については非常に有効であると考えているが、⑧-2において、PTAやNPO団体等と連携したプログラムが記載されていることがありがたいと考えている。SNS等の問題については、学校が繰り返しの指導を行っているところであるが、保護者や地域との連携が不可欠だと感じており、どうしてもトラブルが起きてしまうことはあるため、トラブルが非常に大きな問題につながることを子どもたちに随時伝

えていきながら、いじめの未然防止に努めてまいりたい。

- ・いじめを受けたときに相談できる場所がないとアンケートに答えている子どもたちも数名いる。私たちは、何かあったときにすぐ相談できる体制をつくるのが大切である。もし学校に相談できない場合は、様々な相談機関を随時紹介しておくなど、一人で抱え込むことのないようにすることが何よりも大事であり、素早い対応につながると思っている。
- ・先ほど、教職員がいじめの対応をするときに、対応にばらつきがあるというお話もあったが、教育委員会から示されるマニュアル等にのっとり、被害を受けた児童生徒の意向に沿うことなど、適切な手続きを踏まえた対応について教職員に伝え、徹底してまいりたい。そういうことの積み重ねが、他の先生に相談してもいいんだなという学校への信頼につながっていくものと考えており、この条例に基づいた取組を推進してまいりたい。

(事務局)

- ・骨子案(案)の3責務と役割等(4)児童生徒の心構えについては、お話にあったように、「いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとする」など、いじめ防止対策推進法や道の条例より一歩進んだ形で記載しており、旭川市が重視してきた子どもたちが主体となった取組等について一層の充実を図ってまいりたい。
- ・SNS等に起因するトラブルについては、全国的にも大きな問題になっており、性に関する指導と合わせて一層充実させていかなければならないと考えている。そのため、国の作成した資料を活用し、昨年度から全ての小・中学校において生命(いのち)の安全教育の授業を行っていただいております。既に2年目を迎えているところである。それに加えて、市民団体と連携し、生徒、保護者及び教職員が一緒になって人権について学ぶワークショップ等の実施について、現在検討しているところである。

(進行役)

- ・私は教員を養成する立場におり、若い学生を4年間でぜひとも先生になりたいと思わせて送り出せるように指導に当たっているが、中には、学校現場の厳しさを耳にするなどして、途中であきらめてしまう学生もいる。別紙2の具体的方策等⑩に、「教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり」と書いていただいていることは涙が出るほど嬉しい。ぜひともこれを実効性のあるものにしていただきたいと思います。
- ・先ほどから話題になっている児童生徒の心構えについても、素晴らしいと思っている。具体的には既にA c tサミットを行っており、生徒会の代表の生徒が参加し、全校集会等で報告するものだと聞いているが、それだけで全ての児童生徒に浸透するののかということについて疑問を感じている。全ての児童生徒に伝わっているのか確認し、伝わっていないのであれば、どうすれば伝わるのか工夫して、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

(参加者)

- ・先ほど、働き方改革推進プランについて、教職員が子どもに向き合う時間をつくるために、部活動指導員として教員以外の方を入れているという話があったが、他市において、コーチが入ることによってコーチがハラスメントをしたり、いじめを助長したりすることが起きている。教員は大学で4年間学び、研修を積んでいるためあまり起こさないが、コーチは技術を高めたなどの思いが強いあまり、ハラスメント等をしてしまうことがあると聞いている。コーチに対してもマニュアルを作成していただきたいと思います。
- ・細かな具体については、条例ではなく細則に示すということが分かったので、そのようにしていただきたいが、条例を制定するにあたって、3つお願いがある。1点目は、

徹底的に子どもに寄り添うものにしていただきたいということである。2点目は、子どもの権利条約の時代に相応しく、生命の尊厳と個々の子どもの最善の利益を守るためにはどうするかということをも市民にも共有してほしいということである。市民でも、いじめに対する基本的な知識というのが必要であり、SNS等も含め、子どもたちを取り巻く環境には、子育てをしていない大人であっても、全ての市民が関わっているという意識をもつべきと考える。「旭川市の子どもたちは私たちの子どもたち」というように市民全体で思っていたいただきたいので、条例を市民に共有していただきたいと強く思っている。3点目は、政策をつくることにより、大人や行政の力で子どもを守ってあげることが前面に出てしまうと、子どもたちには威圧的で、監視されているというふうに映り、相談をしたくないということになってしまうので、気を付けていただきたいということである。

- ・今、この度の重大事態について再調査が行われているが、結論が出たときに市民にも情報が共有されるのか教えていただきたい。

(事務局)

- ・再調査については、別の部署が担当しているため、詳細については分からないが、報告がまとまった際には、何らかの形でお知らせすることになるものと考えている。

(参加者)

- ・懇話会は今回で最後になり、今後、パブリックコメントがあることと思うが、私も注目させていただきたい。
- ・今回の痛ましい事案については、再調査が行われており、パブリックコメントにおいてもいろいろな意見が出てくると思っている。もちろんそれは等しく重要だが、本当に旭川のいじめ防止につながるコメントを拾っていただきたい。

(参加者)

- ・骨子案(案)の2基本理念の第1項において、いじめが重大な人権侵害であると書かれているが、いじめは犯罪である。今後、学校において、道徳の時間等に、言葉で脅せば恐喝になり、トイレに閉じ込めたら監禁になることなど、児童生徒に対し、いじめと言っているが大人になったら捕まることについて指導することが、抑止力の一つになると思っている。いじめや嫌がらせでごまかされているだけで、本当に人としてしてはいけないことだということを、保護者を含めて、道徳の時間等に指導していただきたい。これは保護者の責任でもあるので、保護者もしっかりやりきっていきたいと思っているが、いじめという言葉をやめた方が良いのではないかと個人的には思っているところである。
- ・この度の重大事態に係る調査報告書を読むと、小学校から中学校に上がる段階で、中1ギャップのような要素があったことが書かれていた。小学校から中学校に上がる段階は、子どもたちが思春期であり、環境が変わって心が不安定なところを教育の力、保護者の力によってどういうふう乗り越え、よりよい学びの場になるかということをやっていかなければならないと思っている。小学校から中学校に上がる時にスムーズにスタートできるような環境づくりをPTA連合会をはじめ保護者の皆さんと教職員の方々、行政機関の方々と進めていきたいと考えている。

(事務局)

- ・いじめは、犯罪行為と同様な行為に発展することもある。そのような場合については、これまでも警察等と連携して対応してきたところであるが、今後も関係機関との連携を一層進めるとともに、こういう行為をしたら犯罪になるという法教育についても、しっかり取り組んでまいりたい。
- ・小学校から中学校への進学段階で生じるいわゆる中1ギャップについては、いじめへの対応や不登校の問題など、子どもたちに大きな影響を及ぼすことがあると教育委

員会も認識している。この度の重大事態に係る調査報告書における再発防止策の中で、別紙2の⑦-2に示しているとおり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校においての情報を統一様式にて記録し、進学先及び転校先に引き継いでいくような情報共有のシステムを確立することについて提言をいただいている。旭川市教育委員会で所管しているのは、小学校と中学校であるため、まずは小学校から中学校への引継ぎにおいて、子どものこれからの集団生活等に影響を及ぼす可能性のある情報についてしっかりと引き継いでいけるような様式を作成しているところであり、早い段階で実現するように取り組んでまいりたい。

(2) 議題2「その他」

(進行役)

- ・議題2「その他」について、事務局から提案はあるか。

(事務局)

- ・事務局からの提案はない。

(進行役)

- ・参加者からの提案はあるか。

(参加者)

- ・提案等なし

4 連絡

(事務局)

- ・本日いただいた貴重な御意見については、条例制定に向けた取組はもとより、その後の本市のいじめ防止基本方針の改定をはじめ、本市のいじめ対策等に生かしてまいりたい。
- ・今後実施を予定しているパブリックコメントの資料や、その後に決定したことなどについては、郵送等により資料をお送りし、情報提供させていただくため、御意見やお気付きのことがあれば、随時事務局に御連絡いただければありがたい。

(進行役)

- ・御意見、ご質問等をいただきたい。

(参加者)

- ・意見、質問等なし

5 閉会